

第 6 2 号議案

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桶川市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 略 3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> ） <u>並びに</u> 介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	(課税額) 第2条 略 3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ） <u>及び</u> 介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 1 条の改

正（「並びに」を「及び」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正を除く。）による改正後の桶川市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年12月3日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

国民健康保険税の賦課限度額を変更したいので、この案を提出するものである。